

参考資料

I : 防府市環境保全条例

平成18年3月31日

条例第16号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等(第7条—第10条)

第2節 環境の保全のための施策(第11条—第18条)

第3章 良好な環境の保全(第19条—第28条)

第4章 雑則(第29条—第31条)

附則

私たちのふるさと防府は、中国山地に連なる大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺など豊かな自然環境に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然と歴史に富んだ美しい郷土を愛し、健康で明るく住みよいまちを築くために努力してきた。

しかしながら、今日の社会経済活動や日常生活などの人の活動は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、自然の持つ再生能力や浄化能力を超える規模となって、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、環境の保全を自らの課題として認識し、すべての人が共に力を合わせて自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組むことで、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と良好で快適な環境を将来の世代に継承することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

- 第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深く関わっていることを認識し、日常生活及び事業活動において、着実かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（第7条において「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

（施策の基本方針）

- 第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行われなければならない。
- 一 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- 二 野生生物の種の保存その他の生態系及び生物の多様性の確保を図り、人と自然との良好な関係を維持すること。

三 森林、農地、水辺等における身近な自然環境を保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

四 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

五 すべての人が自主的かつ積極的な取組を行い、地球温暖化の防止その他の地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 環境の保全に関する目標

二 環境の保全に関する施策

三 前2項に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ防府市環境審議会条例（平成15年防府市条例第8号）第1条の規定により設置する防府市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全について配慮するものとする。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、毎年、防府市における環境の状況及び環境の保全に関する施策の状況を公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策

(協定の締結)

第11条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ、事業者と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減のための支援)

第12条 市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを促すため、必要な支援に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第14条 市は、市民及び事業者による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進等)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲を増進するため、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進のため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を収集し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況の把握その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 良好な環境の保全

(環境の保全の義務)

第19条 何人も、環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等を排出し、発生させ、又は飛散させないように努めなければならない。

(土地、建物等の清潔の保持)

第20条 市民は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して近隣の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(空地の管理義務)

第21条 空地を所有し、占有し、又は管理する者は、当該空地に繁茂した雑草、枯草又は廃棄物を除去するなど近隣の生活環境を損なわないよう適正な管理に努めなければならない。

(廃棄物の投棄の禁止)

第22条 何人も、道路その他の公共の場所及び他人の空地、田畑、山地等に廃棄物を投棄し、又はこれらの場所を汚してはならない。

(家庭排水の適正処理等)

第23条 生活排水を公共用水域に排出する者は、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように努めなければならない。

2 生活排水を排出する者は、生活排水による環境への負荷の低減に資する設備の整備及びその設置した設備の適正な管理に努めなければならない。

(動物の飼い主の義務)

第24条 動物の飼い主は、その動物を適正に飼養管理することにより、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

(静穏の保持)

第25条 何人も、法令等に違反しない場合においても騒音により近隣の生活環境を損なわないように努めなければならない。

(土地の形質の変更を行う者の義務)

第26条 土地の形質の変更を行う者は、災害の誘発を防止し、調和のとれた土地利用及び環境の保全に努めなければならない。

(工事施行者の義務)

第27条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、資材、廃材等が当該工事場所以外に飛散し、流出し、又は堆積しないよう適正な管理に努めなければならない。

(緑化の推進)

第28条 宅地等を所有し、占有し、又は管理する者は、当該宅地等にできる限り樹木等を植栽するなど緑化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、工事又は事業場の敷地を最大限に利用して樹木等を植栽するなど緑化の推進に努めなければならない。

第4章 雑則

(報告及び調査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、環境の保全対策その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、その者の工場、事業場、土地若しくは建物に立ち入り、施設その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 関係人は、正当な理由がない限り、第1項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第30条 市長は、環境への負荷の低減のため、関係人に対し必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

II： 防府市佐波川清流保全条例

平成13年3月30日
条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 清流保全対策

第1節 生活排水等の対策（第9条—第12条）

第2節 事業排水の対策（第13条）

第3節 事前協議（第14条・第15条）

第4節 清流保全協定（第16条）

第5節 水質調査（第17条）

第6節 美化及び清掃（第18条—第20条）

第3章 雑則（第21条—第26条）

附則

「歴史の川にホタル舞う・佐波川の清流を後世に」

島根県境三ツ峰にその源を発し、瀬戸内海に注ぎ悠久のときを流れる川、佐波川は、「母なる川」として生きとし生けるものに生命を与え、幾多の文化と歴史を育みながら、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。

このすばらしいかけがえのない佐波川の清流を保全し、後世に引き継ぐことは、私たちに課せられた重大な責務である。

ここに、私たち市民は英知と総力を結集し、佐波川の清流を守ることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、佐波川の清流を守るため、河川管理者の定める佐波川水系河川環境管理基本計画と相まって、市、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、佐波川の清流の保全に関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 佐波川水系 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示（昭和50年山口県告示第309号の6）の佐波川水系の佐野堰より上流の水域及び当該水域に接続する河川、公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- 二 生活排水 し尿及び炊事、洗濯、入浴等の人の日常生活に伴い排出される水をいう。
- 三 事業排水 事業活動に伴ない排出される水をいう。
- 四 対象事業場 次に掲げる工場又は事業場をいう。

ア 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場のうち、有害物質（法第二条第二項第一号に

規定する物質をいう。)を製造し、使用し、若しくは処理するもの、又は一日当たりの平均的な排出水(同条第5項に規定する排出水をいう。)の量が50立方メートル以上であるもの

イ 山口県公害防止条例施行規則(昭和48年山口県規則第46号)第7条第3号に規定する汚水等に係る施設を設置する工場又は事業場

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する工場又は事業場

エ その他市長が佐波川の清流を損なうおそれがあると認める工場又は事業場
(市の責務)

第3条 市は、佐波川の清流を守るため、諸施策を策定し、その実施に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、佐波川の清流を守るため、常に最大限の努力をするとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴い排出される廃棄物及び水の適正な処理に努め、佐波川の清流を損なわないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴い佐波川の清流の保全に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、佐波川の清流を守るため、自ら積極的に努力するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(連携及び協力)

第6条 市、事業者及び市民は、連携を図り、佐波川の清流を守るために必要な活動を協力して行うものとする。

(関係行政機関との協力等)

第7条 市長は、佐波川の清流の保全のために必要と認めるときは、国、県その他関係地方公共団体に施策の実施について協力を求め、又は必要な措置を要請するものとする。

(啓発活動等)

第8条 市長は、佐波川の清流を守るため市民及び事業者の知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

第2章 清流保全対策

第1節 生活排水等の対策

(生活排水の適正処理)

第9条 市民は、生活排水を佐波川水系に排出しようとするときは、生活排水の浄化に有効な装置(以下「浄化装置」という。)を設置して排出するよう努めるとともに、当該浄化装置等が常に有効に機能するよう適正な管理に努めなければならない。

2 市民は、調理くず、廃食用油等の適正な処理及び洗剤の適正な使用等に努めなければならない。

(助成措置)

第10条 市は、浄化装置の設置を促進するため、市民に対し適切な指導、助言及び助成を行うものとする。

(肥料等の適正使用)

第11条 肥料又は農薬を使用する者は、その適正な使用に努めなければならない。

(家畜等のふん尿の適正処理)

第12条 家畜、家きんその他の動物（以下この条において「家畜等」という。）を飼育する者は、家畜等のふん尿について、その処理施設の整備に努めるとともに、土壌への還元等の方法により適正に処理しなければならない。

第2節 事業排水の対策

(事業排水の適正処理)

第13条 事業者は、事業排水を佐波川水系に排出しようとするときは、法令に定められた基準を遵守し、かつ、佐波川水系の事業排水による汚濁の負荷の低減に有効な処理施設を設置して排出するよう努めるとともに、できる限り再生等の方法により当該事業排水を排出しないよう努めるものとする。

第3節 事前協議

(事前協議)

第14条 佐波川水系の流域内において、対象事業場を設置しようとする事業者は、事業計画書を添えて、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は協議の見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて協議をするよう要請するものとする。

(協議事項の変更)

第15条 前条第一項の規定による協議をした事業者は、その協議に係る事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第4節 清流保全協定

(清流保全協定)

第16条 市長は、必要に応じて、第14条第1項の規定により協議をした事業者と清流の保全のために必要な事項を内容とする協定（以下「清流保全協定」という。）を締結するものとする。

2 清流保全協定を締結した事業者は、これを忠実に履行しなければならない。

第5節 水質調査

(水質調査)

第17条 市長は、佐波川水系の水質調査を定期的実施し、その結果を公表するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、水質に異常が認められたときは、速やかに関係行政機関と協力し、適切な措置を講ずるものとする。

第6節 美化及び清掃

(行為の禁止)

第18条 何人も、みだりにごみの投棄等により、佐波川の清流を損なう行為をしてはならない。

(美化及び清掃)

第19条 市民は、自ら佐波川水系及びその流域の美化及び清掃に努めなければならない。

(佐波川愛護月間)

第20条 市民に広く佐波川の清流の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的な活動を促すため、毎年7月を佐波川愛護月間とする。

第3章 雑則

(報告及び調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業排水を排出する事業者から事業場、事業の実施状況その他必要な事項に関して報告を求め、又は職員に事業場その他の場所に立ち入らせ、その状況その他必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 何人も、正当な理由がない限り、第1項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げてはならない。
(指導)

第22条 市長は、清流保全協定を締結した事業者が当該協定を遵守せず事業を行い、佐波川水系に事業排水を排出したときは、佐波川水系の水質を保全するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。
(氏名等の公表)

第23条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の氏名及び事実行為について公表することができる。

一 第14条第2項の要請に従わないとき。

二 第21条第1項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げたとき。

三 前条の指導に従わないとき。

(法令の遵守義務)

第24条 事業者及び市民は、河川法（昭和39年法律第167号）その他の河川環境の保全に関する法令を遵守しなければならない。

(その他の河川)

第25条 市、事業者及び市民は、佐波川水系以外の河川についても水質を保全するよう努めなければならない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、この条例の施行の際現に対象事業場を設置している事業者、又はこの条例の施行の日前に対象事業場を設置するための工事に着手している事業者と清流保全協定を締結するよう努めるものとする。

Ⅲ：防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例

平成13年12月26日

条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び占有者等が一体となって地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- 二 ポイ捨て 空き缶等を回収容器その他の定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- 三 事業者 市内において、事業活動を行うすべての者をいう。
- 四 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 五 占有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- 六 飼い主 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合は、その者）をいう。
- 七 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
- 八 回収容器 空き缶等を回収することを目的とした容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止するための施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行う地域において、清掃その他の環境美化活動に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者のうち、缶、瓶その他の容器に収納した飲食物、たばこ、チューインガムその他ポイ捨てをされるおそれのある物（以下「飲食物等」という。）を製造し、又は販売する者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納しなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行うなど地域の環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物におけるポイ捨てを防止するため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、飼い犬を飼養管理している場所以外の場所で歩行させ、又は運動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行するとともに、飼い犬が排せつしたふんを持ち帰り、適正に処理しなければならない。

2 飼い主は、飼い犬のふんにより地域の環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(禁止行為)

第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、飼い犬が排せつしたふんを公園、広場、道路、河川その他公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地その他の場所に放置してはならない。

(回収容器の設置等)

第9条 事業者のうち、飲食物等を自動販売機により販売する者は、当該自動販売機の設置場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した事業者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

(立入調査等)

第10条 市長は、ポイ捨てを防止するため必要があると認めるときは、当該職員に空き缶等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査及び指導をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第11条 市長は、第8条又は第9条第1項の規定に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

IV：防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成13年12月26日
条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観と機能を保持し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公共の場所 本市が管理する道路、公園、河川、公営住宅その他公共の用に供する場所をいう。
- 二 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- 三 放置 自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- 四 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で公共の場所に放置されているものをいう。
- 五 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、修理若しくは整備又は解体を業として行っている者及びそれらにより構成される団体をいう。
- 六 所有者等 自動車を所有し、占有し、又は使用する権原を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- 七 廃物 放置自動車で、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物と認められるものをいう。
- 八 処分等 廃物を撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、啓発に関する施策その他必要な施策を実施しなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう回収その他適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民（本市の区域内において自動車を所有し、占有し、又は使用する者を含む。）は、市が実施する放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する施策に協力しなければならない。

(放置の禁止)

第6条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報)

第7条 放置されている自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、関係機関にその内容を通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

(立入調査)

第9条 市長は、前条の規定による調査を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に放置されている自動車が置かれている土地に立ち入り、当該自動車を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第10条 市長は、第8条の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をちょう付するものとする。

(勧告)

第11条 市長は、第8条の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急の必要があるため、あらかじめ弁明の機会を与えるいとまがないときは、この限りでない。

(放置自動車の移動等)

第13条 市長は、放置自動車が第10条の規定により警告書をちょう付した日から起算して規則で定める期間を経過した後において、第8条の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合（以下「所有者等不明の場合」という。）又は所有者等は判明したが住所、居住その他の連絡先が不明で連絡がとれない場合（以下「連絡先不明の場合」という。）であつて、市民の快適な生活環境に著しく障害を与えていると認めるときは、当該放置自動車を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動したときは、その放置されていた場所又はその付近に、当該放置自動車を移動した旨を表示しなければならない。

(廃物認定)

第14条 市長は、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合は、放置自動車を防府市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。

2 市長は、防府市放置自動車廃物判定委員会が定める判定基準により、当該放置自動車が廃物に該当すると判断したときは、前項に規定する判定を経たものとし、廃物として認定することができる。

3 市長は、前2項の規定により認定しようとするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(処分等)

第15条 市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第16条 市長は、廃物として認定しなかった放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により廃物認定外放置自動車を保管したとき、又は第13条第1項の規定により保管した放置自動車が廃物認定外放置自動車となったときは、所有者等に当該放置自動車の引取りを促すため、規則で定める事項を告示しなければならない。

(保管した放置自動車の措置)

第17条 市長は、前条第二項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお当該放置自動車の引取りがない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該放置自動車を売却し、その売却した代金を保管することができる。

2 市長は、前項の規定による放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する評価額が著しく低いときは、あらかじめ告示した上で、当該放置自動車を廃物として処分等を行うことができる。

3 前条第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該放置自動車（第1項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）の引取りのないときは、当該放置自動車の所有権は、市に帰属するものとする。

(引取通知)

第18条 市長は、保管している放置自動車の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が判明し、かつ、連絡が可能な場合は、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(費用の請求)

第19条 市長は、保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定による引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第15条の規定による処分等及び第17条第1項の規定による売却又は同条第2項の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管、売却及び処分等に要した費用を請求することができる。

(放置自動車廃物判定委員会)

第20条 放置自動車の廃物の判定及びその基準その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、防府市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 自動車について専門知識を有する者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 市職員
- 四 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(公共の場所以外の土地所有者等への協力)

第21条 市長は、公共の場所以外の場所に放置された自動車の処理について、当該場所の土地所有者等から要請があった場合は、地域の美観の保持その他公益上、特に必要があると認めるときに限り、協力することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

V：防府市環境審議会条例

平成 15 年 3 月 31 日

条 例 第 8 号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、防府市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 各種団体の代表者
- 四 本市に住居を有する者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

4 臨時委員は、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が召集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条（同条第1項ただし書きを除く。）の規定は、部会に準用する。

(説明等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期間)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(防府市公害対策審議会条例の廃止)

2 防府市公害対策審議会条例（昭和46年防府市条例第2号）は、廃止する。

(会議の招集に関する経過措置)

3 この条例の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

VI：環境保全協定

1 環境保全協定書

防府市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、防府市環境基本計画の基本目標に掲げた「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」の実現を目指して、防府市環境保全条例（平成18年3月31日条例第16号）第11条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の事業活動によって生ずる環境汚染の未然防止を図り、環境への負荷を低減し、市民の健康を保護するとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（責務）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、関係法令及びこの協定を遵守するとともに、甲が実施する地域の環境保全対策に積極的に取り組むものとする。

（大気汚染防止対策）

第3条 乙は、ばい煙、粉じん防止のため、使用燃料の低硫黄化を図るとともに、排煙脱硫装置等の整備その他適切な措置を講じ、大気汚染の未然防止に努めるものとする。

（水質汚濁防止対策）

第4条 乙は、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止のため、排水処理施設の整備その他適切な措置を講ずるとともに、水の循環使用等により排出負荷量の削減を図り、水質汚濁の未然防止に努めるものとする。

（騒音・振動防止対策）

第5条 乙は、騒音・振動防止のため、発生施設の適正配置その他適切な措置を講ずることにより、地域住民の生活環境を損なうことのないよう努めるものとする。

（悪臭防止対策）

第6条 乙は、悪臭防止のため、脱臭装置等の整備その他適切な措置を講じ、悪臭の未然防止に努めるものとする。

（化学物質対策）

第7条 乙は、有害物質の排出の抑制を図り、土壌汚染及び地下水汚染の未然防止に努めるものとする。

（廃棄物対策）

第8条 乙は、発生する廃棄物の抑制を図るとともに、発生した廃棄物は自らの責任において適正に処理するものとする。

（地球温暖化対策）

第9条 乙は、地球温暖化防止のため、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に積極的に努めるものとする。

（環境の整備）

第10条 乙は、すすんで事業所及びその周辺の緑化等の環境美化に努めるとともに、周辺の都市環境と調和した施設の整備に努めるものとする。

(事故時の措置及び報告の義務)

第 11 条 乙は、生産設備及び公害防止設備等に故障や破損等の事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに甲に報告しなければならない。

(報告及び調査)

第 12 条 甲は、この協定の履行に必要な限度において、乙に対し環境の保全に関する事項について報告を求め、調査させることができる。

(相互協力及び事前協議)

第 13 条 乙は、環境担当者を常置し、甲との連絡を密にするとともに、甲が行う環境の保全に関する事項について積極的に協力するものとする。

2 乙は、生産設備を新設若しくは既設の生産設備及び公害防止設備について重要な変更を行うときは、甲と事前に協議しなければならない。

3 この協定の施行にあたり、必要な細目については甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

4 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、誠意をもってその都度、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は5年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定はさらに5年間継続されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

2 環境保全協定に基づく細目協定の内容（平成31年4月現在）

I 防府エネルギーサービス㈱

1. 大気汚染防止対策

(1) 乙は、ばい煙発生施設における石炭専焼時の硫黄酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	硫黄酸化物排出量 (m ³ N/時)
ボイラーNo.5	12.1 以下
ボイラーNo.6	10.4 以下
ボイラーNo.1	12.3 以下

注：山口県公害防止条例第46条に基づく連続測定値については、平成22年10月18日付け環境省通知に基づく1時間値とする。

(2) 乙は、ばい煙発生施設における石炭専焼時のばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/m ³ N)
ボイラーNo.5	0.05 以下
ボイラーNo.6	
ボイラーNo.1	

注：標準酸素濃度6%により補正した値とする。

(3) 乙は、ばい煙発生施設における石炭専焼時の窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度 (ppm)
ボイラーNo.5	200 以下
ボイラーNo.6	
ボイラーNo.1	

注1：標準酸素濃度6%により補正した値とする。

注2：連続測定には適用しない。

(4) 乙は、大気汚染防止法施行規則第15条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度及びばい煙量を毎年度4月10日までに甲に報告するものとする。

(5) 乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第17条の規定に基づく報告書により、毎年度7月末日までに甲に報告するものとする。

2. 水質汚濁防止対策

(1) 乙は、水質汚濁防止対策として、排水水を次のとおりとする。

項目	汚染状態 pH以外 (mg/ℓ)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH(水素イオン濃度)	5.5~8.5	—
COD (化学的酸素要求量)	8	22
SS (浮遊物質)	7	—
T-N (窒素含有量)	6	15
T-P (リン含有量)	1.1	1.3

注1：汚染状態については、総合排水口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排水水に適用する。

(2) 乙は、水質汚濁防止法第14条第2項の規定に基づき測定・記録したCOD、T-N、T-Pの結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を10月10日まで、後期分を4月10日までに甲に報告するものとする。

3. 騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル (dB)	
敷地境界線	午前6時から午後9時まで	70以下
	午後9時から翌日午前6時まで	65以下

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成20年4月1日締結)
一部改定 (平成25年9月2日)
一部改定 (平成30年11月3日)

II 協和発酵バイオ(株)山口事業所防府

1. 大気汚染防止対策

(1) 乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度 (ppm)
ボイラーPB-1、PB-2、PB-3、 PB-4、PB-5	各 130 以下

注：標準酸素濃度5%により補正した値とする。

(2) 乙は、大気汚染防止法施行規則第15条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度を毎年度4月10日までに甲に報告するものとする。

(3) 乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第17条の規定に基づく報告書により、毎年度7月末日までに甲に報告するものとする。

2. 水質汚濁防止対策

(1) 乙は、水質汚濁防止対策として、排水水を次のとおりとする。

項目	汚染状態 pH 以外(mg/ℓ)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH (水素イオン濃度)	5.5~8.5	—
COD (化学的酸素要求量)	70	3,546
SS (浮遊物質)	70	—
T-N (窒素含有量)	100	2,937
T-P (リン含有量)	2.5	61

注1：汚染状態については、排水口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排水水に適用する。

(2) 乙は、水質汚濁防止法第14条第2項の規定に基づき測定・記録したCOD、T-N、T-Pの結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を10月10日まで、後期分を4月10日までに甲に報告するものとする。

3. 悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を14以下とする。

注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

4. 騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル (dB)	
敷地境界線	午前6時から午後9時まで	70以下
	午後9時から翌日午前6時まで	65以下

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書(平成20年4月1日締結)
一部改定(平成30年11月27日)

III (株)ベルポリエステルプロダクツ

1. 大気汚染防止対策

(1) 乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	0.24以下

注：標準酸素濃度12%により補正した値とする。

(2) 乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度 (ppm)
ボイラー DB-05、DB-6、DB-10	各 145 以下
廃棄物焼却炉	210 以下

注1：ボイラーは、標準酸素濃度 5%により補正した値とする。

注2：焼却炉は、標準酸素濃度 12%により補正した値とする。

(3) 乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

(4) 乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

2. 水質汚濁防止対策

(1) 乙は、水質汚濁防止対策として、排水水を次のとおりとする。

項目	汚染状態 pH 以外 (mg/ℓ)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH (水素イオン濃度)	5.5~8.5	—
COD (化学的酸素要求量)	40	90
SS (浮遊物質)	10	—
T-N (窒素含有量)	17	95
T-P (リン含有量)	1.5	2.0

注1：汚染状態については、主排水口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排水水に適用する。

(2) 乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

3. 悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を 14 以下とする。

注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

4. 騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル (dB)	
敷地境界線	午前 6 時から午後 9 時まで	70 以下
	午後 9 時から翌日午前 6 時まで	65 以下

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成20年4月1日締結)
一部改定 (平成23年2月14日)
一部改定 (平成30年11月9日)

IV (株)FILWEL

1. 水質汚濁防止対策

(1) 水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項目	汚染状態 (mg/L)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH (水素イオン濃度)	5.5~8.5	—
COD (化学的酸素要求量)	30	30
SS (浮遊物質量)	33	—
T-N (窒素含有量)	25	18
T-P (リン含有量)	1.5	2.0

注1：汚染状態については、主排出口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排水量に適用する。

(2) 水質汚濁防止法第14条第2項の規定に基づき測定・記録した汚濁負荷量測定結果を、前期分10月10日まで、後期分4月10日までに市に報告するものとする。

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成20年4月1日締結)

V 東海カーボン(株)防府工場

1. 大気汚染防止対策

(1) 乙は、ばい煙発生施設における硫黄酸化物の排出基準を次のとおりとする。

また、既設の再焼成炉 (F-T4~F-T7) についても都市ガスへの燃料転換を図ること。

ばい煙発生施設名	硫黄酸化物排出量 (m ³ N/時)
成形熱媒ボイラー	0.16 以下
焼成炉 F-R1&F-R2、F-R3&F-R4	各 1.66 以下
焼成炉 F-R5、F-R6、F-R7、F-R9	各 1.20 以下
焼成炉 F-R8	2.40 以下
再焼成炉 F-T4、F-T5、F-T6、F-T7	各 1.01 以下
黒鉛化炉 G-A&G-B	0.58 以下
黒鉛化炉 G-C&G-D	0.52 以下

(2) 乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/m ³ N)
成形熱媒ボイラー	0.15 以下
焼成炉 F-R1&F-R2、F-R3&F-R4	各 0.15 以下
焼成炉 F-R5、F-R6、F-R7 F-R8、F-R9	各 0.15 以下
再焼成炉 F-T4、F-T5、F-T6、F-T7	各 0.24 以下
黒鉛化炉 G-A&G-B	0.15 以下
黒鉛化炉 G-C&G-D	0.15 以下

注1：成形熱媒ボイラーは、標準酸素濃度補正を行わない値とする。

注2：焼成炉及び再焼成炉は、標準酸素濃度 15%により補正した値とする。

注3：黒鉛化炉は、標準酸素濃度 15%により補正した値とする。

(3) 乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度 (ppm)
成形熱媒ボイラー	160 以下
焼成炉 F-R1&F-R2、F-R3&F-R4	各 120 以下
焼成炉 F-R5、F-R6、F-R7、 F-R8、F-R9	各 175 以下
再焼成炉 F-T4、F-T5、F-T6、F-T7	各 175 以下

注1：成形熱媒ボイラーは、標準酸素濃度 4%により補正した値とする。

注2：焼成炉及び再焼成炉は、標準酸素濃度 15%により補正した値とする。

(4) 乙は、大気汚染防止対策として、ばい煙発生施設におけるタール状物質の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	タール状物質濃度 (mg/m ³ N)
焼成炉 F-R1&F-R2、F-R3&F-R4	各 19 以下
焼成炉 F-R5、F-R6、F-R7、 F-R8、F-R9	各 3 以下
再焼成炉 F-T4、F-T5、F-T6、F-T7	各 3 以下

(5) 乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度及びばい煙量を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

(6) 乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律

施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

2. 水質汚濁防止対策

(1) 乙は、水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項目	汚染状態 pH 以外 (mg/l)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH (水素イオン濃度)	5.5~8.5	—
COD (化学的酸素要求量)	10	7
SS (浮遊物質)	20	—
T-N (窒素含有量)	4	1.5
T-P (リン含有量)	1.0	0.5

注1：汚染状態については、排出口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排出水に適用する。

(2) 乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

3. 悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を 14 以下とする。

注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

4. 騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界線における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル (dB)	
	敷地境界線	午前 6 時から午後 9 時まで
午後 9 時から翌日午前 6 時まで		65 以下

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成20年4月1日締結)
 一部改定 (平成22年4月1日)
 一部改定 (平成27年4月1日)
 一部改定 (平成30年11月7日)

VI エア・ウォーター・ベルパール(株)防府工場

1. 水質汚濁防止対策

(1) 水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項目	汚染状態 (mg/L)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH (水素イオン濃度)	5.5~8.5	—
COD (化学的酸素要求量)	45	27
SS (浮遊物質)	25	—
T-N (窒素含有量)	93	115
T-P (リン含有量)	4.5	1.5

注1：汚染状態については、主排出口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排水量に適用する。

(2) 水質汚濁防止法第14条第2項の規定に基づき測定・記録した汚濁負荷量測定結果を、前期分10月10日まで、後期分4月10日までに市に報告するものとする。

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成20年4月1日締結)

Ⅶ (株)ブリヂストン防府工場

1. 大気汚染防止対策

(1) 乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/m ³ N)
乾燥炉	0.10 以下

注：標準酸素濃度 16%により補正した値とする。

(2) 乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度 (ppm)
乾燥炉	200 以下
ガスタービン(追焚き無)	65 以下
ガスタービン(追焚き有)	98 以下

注1：乾燥炉及びガスタービン(追焚き無)は、標準酸素濃度 16%により補正した値とする。

注2：ガスタービン(追焚き有)は、標準酸素濃度 5%により補正した値とする。

注3：連続測定には適用しない。

(3) 乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

(4) 乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

2. 悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を 14 以下とする。

注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

3. 騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル (dB)	
敷地境界線	午前 6 時から午後 9 時まで	70 以下
	午後 9 時から翌日午前 6 時まで	65 以下

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成20年4月1日締結)
一部改定 (平成31年1月28日)

VIII マツダ(株)防府工場西浦地区

1. 大気汚染防止対策

(1) 乙は、ばい煙発生施設における硫黄酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	硫黄酸化物排出量 (m ³ N/時)
第3発電所 (石炭ボイラー)	10.2 以下

注：山口県公害防止条例第 46 条に基づく連続測定の数値については、平成 22 年 10 月 18 日付け環境省通知に基づく 1 時間値とする。

(2) 乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/m ³ N)
第3発電所 (石炭ボイラー)	0.05 以下
乾燥炉 (019、021、022)	各 0.10 以下
乾燥炉 (010、012)	各 0.15 以下
乾燥炉 (011、016)	各 0.20 以下

注1：石炭ボイラーは、標準酸素濃度 6%により補正した値とする。

注2：乾燥炉は、標準酸素濃度 16%により補正した値とする。

(3) 乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度 (ppm)
ボイラー(004、005、006、025、026)	各 120 以下
ボイラー(028)	130 以下
第3発電所 (石炭ボイラー)	200 以下
乾燥炉 (019、021、022)	各 200 以下
乾燥炉 (010、012)	
乾燥炉 (011、016)	

注1：ボイラーは、標準酸素濃度 5%により補正した値とする。

注2：石炭ボイラーは、標準酸素濃度 6%により補正した値とする。

注3：乾燥炉は、標準酸素濃度 16%により補正した値とする。

注4：連続測定には適用しない。

(4) 乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度及びばい煙量を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

(5) 乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

(6) 乙は、低 VOC 塗料への転換等を図り VOC(揮発性有機化合物)の低減に努めるものとする。

2. 水質汚濁防止対策

(1) 乙は、水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項目	汚染状態 pH 以外 (mg/ℓ)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH (水素イオン濃度)	5.5~8.5	—
COD (化学的酸素要求量)	22	77
SS (浮遊物質)	30	—
T-N (窒素含有量)	15	68
T-P (リン含有量)	5.0	23

注1：汚染状態については、No.1 排水口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排水に適用する。

(2) 乙は、水質汚濁防止法第14条第2項の規定に基づき測定・記録したCOD、T-N、T-Pの結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を10月10日まで、後期分を4月10日までに甲に報告するものとする。

3. 悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を14以下とする。

注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

4. 騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル (dB)	
敷地境界線	午前6時から午後9時まで	70 以下
	午後9時から翌日午前6時まで	65 以下

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成20年4月1日締結)

一部改定 (平成21年2月10日)

一部改定 (平成25年10月1日)

一部改定 (平成30年11月14日)

IX マツダ(株)防府工場中関地区

1. 大気汚染防止対策

(1) 乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/m ³ N)
金属溶解炉 (020、021)	各 0.10 以下

注：標準酸素濃度補正を行わない値とする。

(2) 乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度 (ppm)
金属溶解炉 (020、021)	各 170 以下

注：標準酸素濃度 12%により補正した値とする。

(3) 乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

(4) 乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

2. 水質汚濁防止対策

(1) 乙は、水質汚濁防止対策として、排水水を次のとおりとする。

項目	汚染状態 pH 以外 (mg/ℓ)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH (水素イオン濃度)	5.5~8.5	—
COD(化学的酸素要求量)	25	26
SS (浮遊物質)	30	—
T-N(窒素含有量)	25	28
T-P(リン含有量)	2.0	2.0

注1：汚染状態については、No.1 排水口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排水水に適用する。

(2) 乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成20年4月1日締結)

一部改定 (平成21年2月10日)

一部改定 (平成30年11月14日)

X エア・ウォーター&エネルギー・パワー山口(株)防府バイオマス・石炭混焼発電所

1. 大気汚染防止対策

(1) 乙は、ばい煙発生施設における硫黄酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	硫黄酸化物排出量 (m ³ N/時)
1号ボイラー	69.3 以下

注：山口県公害防止条例第 46 条に基づく連続測定の値については、平成 22 年 10 月 18 日付け環境省通知に基づく 1 時間値とする。

(2) 乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度 (g/m ³ N)
1号ボイラー	0.03 以下

注：標準酸素濃度 6%により補正した値とする。

(3) 乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度 (ppm)
1号ボイラー	100 以下

注：標準酸素濃度 6%により補正した値とする。

(4) 乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度及びばい煙量を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

(5) 乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

2. 騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル (dB)	
	午前 6 時から午後 9 時まで	70 以下
敷地境界線	午後 9 時から翌日午前 6 時まで	65 以下

(備考) 環境保全協定に基づく細目協定書 (平成28年12月5日締結)

一部改定 (平成30年11月9日)

Ⅶ：佐波川清流保全協定

防府市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、防府市佐波川清流保全条例（平成 13 年防府市条例第 15 号。以下「条例」という。）に基づき佐波川の清流の保全のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、佐波川の清流の保全を図ることを目的とする。

（基本姿勢）

第 2 条 乙は、条例第 4 条の規定に基づく事業者の責務を忠実に履行するとともに、佐波川の清流保全に万全を期すものとする。

（規制基準の遵守）

第 3 条 乙は、事業排水を佐波川水系に排出しようとするときは、法令等に定められた基準（次項において「規制基準」という。）を遵守し、かつ、条例第 13 条の規定に基づき事業排水を適正に処理するよう努めるほか、人の健康又は生活環境を損なわないよう努めなければならない。

2 甲は、乙が規制基準を遵守しているにもかかわらず、佐波川の清流が損なわれるおそれのあると認めるときは、汚染物質の排出減少等の必要な措置について、乙と協議するものとする。

（清流保全計画）

第 4 条 乙は、佐波川の清流を保全するため、清流保全計画書を甲に提出するものとする。

2 乙は、この協定の締結後、条例第 2 条第 4 号に規定する施設（以下「対象施設」という。）を新設し、増設し、又は清流を損なうおそれのある重大な変更をしようとするときは、事前に甲と協議のうえ清流保全計画を変更し、その計画書を甲に提出するものとする。

（立入調査等）

第 5 条 甲は、佐波川の清流を保全するため必要に応じて乙に対し報告を求め、又は乙の業務に支障のない限り、立入調査をすることができる。

（事故時の措置）

第 6 条 乙は、対象施設の故障又は破損事故等により、佐波川の清流が損なわれ、又はそのおそれのあるときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の事故等により、佐波川の清流が損なわれたときは、乙はその責任において必要な措置を講ずるものとする。

（環境の整備）

第 7 条 乙は、すすんで事業所内の緑化等環境整備に努めるものとする。

（協力）

第 8 条 乙は、佐波川の清流の保全に関する事項について甲との連絡を密にするため、常設の清流保全担当者を置くものとする。

2 乙は、甲の行う佐波川の清流保全に関する施策に積極的に協力するものとする。

（その他）

第 9 条 この協定に定めのない事項については、その都度誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保持するものとする。